

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十八年度地籍調査事業計画の変更……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……（同）……
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………
- ……（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）……
- 保安林の指定施業要件の変更……………
- ……（産業労働局農林水産部森林課）……
- 特定非営利活動法人の仮認定……………
- ……（生活文化局都民生活部管理法課）……
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……
- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………

告示

……（東京都職員共済組合）……

●東京都告示第千二百七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により定めた平成二十八年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

調査を行う者

調査地域

調査期間

葛飾区
葛飾区堀切六丁目、亀有一丁 平成二十八
目ほか、青戸八丁目、西亀有 年四月一日
一丁目ほか及び西亀有三丁目 から平成二
十九年三月
三十一日まで

●東京都告示第千二百八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 被処分者

(一) 商号

株式会社エストレード

(二) 代表者氏名

代表取締役 小林 伸行

●東京都告示第千二百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

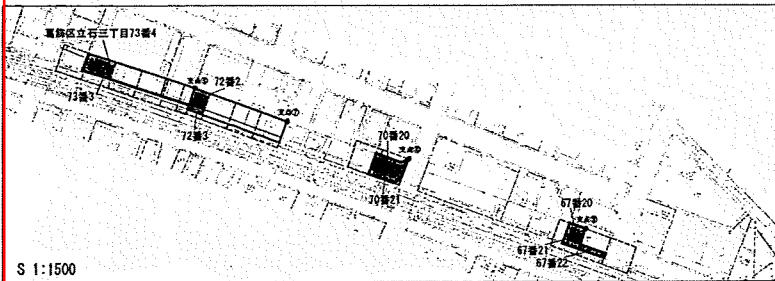
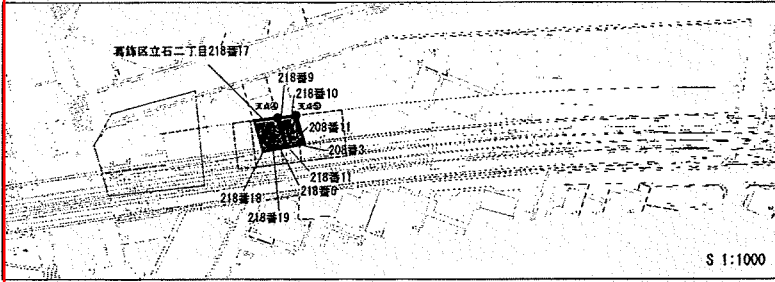
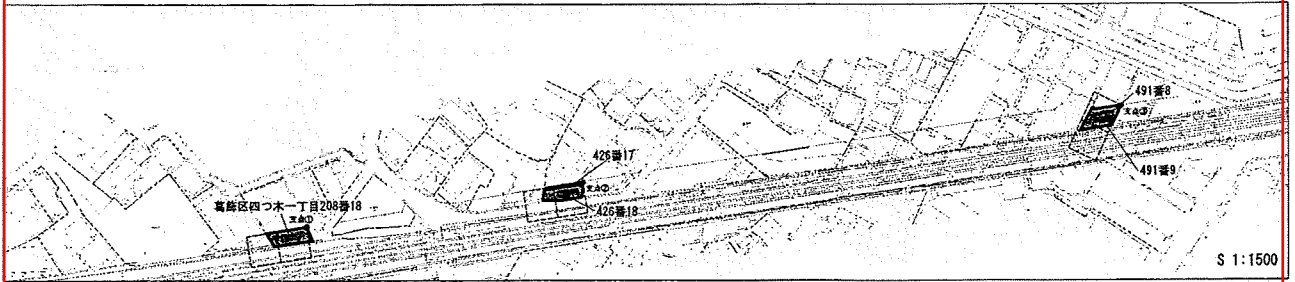
平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区四つ木一丁目、同区立石二丁目及び同区立石三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 単地区画線
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 筆境界線

(支点)

| | X座標 | Y座標 | | X座標 | Y座標 |
|-----|------------|----------|-----|------------|----------|
| 支点① | -29861.895 | 697.192 | 支点⑥ | -29458.593 | 1304.085 |
| 支点② | -29800.134 | 768.165 | 支点⑦ | -29450.924 | 1339.580 |
| 支点③ | -29885.777 | 907.376 | 支点⑧ | -29439.117 | 1384.389 |
| 支点④ | -29596.037 | 1014.262 | 支点⑨ | -29426.106 | 1451.730 |
| 支点⑤ | -29593.288 | 1017.646 | | | |

(格子の回転角度)

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 支点① | 56° 47' 38" | 支点⑥ | 84° 31' 56" |
| 支点② | 57° 8' 52" | 支点⑦ | 85° 47' 54" |
| 支点③ | 83° 48' 17" | 支点⑧ | 55° 6' 20" |
| 支点④ | 59° 0' 54" | 支点⑨ | 85° 43' 15" |
| 支点⑤ | 59° 3' 58" | | |

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※本座標は、測量法(昭和42年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千二百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月四日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区大井一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………一

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…一

○警備員等の検定の実施(二件)……………四

○警備員指導教育責任者講習の実施(二件)……………六

○機械警備業務管理者講習の実施……………九

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

○採石業務管理者試験の実施……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…一

告 示

●東京都告示第四百二十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条
第一項の規定に基づき昭島市福島町矢崎地区土地区画整理
事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項におい
て準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告
示する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

昭島市福島町二丁目四番五号 清水 一弘

昭島市玉川町二丁目四番十号 浅見 正男

昭島市福島町二丁目二十番三十号 岩崎 守利

昭島市中神町二丁目五番一号 篠 春雄

昭島市福島町二丁目二番三十号 新藤 克明

武蔵野市吉祥寺本町三丁目二十番 新藤 孝敏

十三号 Fuzai1101

昭島市玉川町五丁目三番二号 西川 芳雄

昭島市中神町二丁目一番六号 西野 精一

昭島市玉川町三丁目六番八号 野口 操

昭島市福島町一丁目十六番十二号 薬袋 定一

二 土地区画整理事業の名称

昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業

三 事務所の所在地

昭島市玉川町五丁目八番五―一〇五号

四 施行認可の年月日

平成二十六年八月七日

五 変更認可の年月日

平成二十八年八月十九日

●東京都告示第四百二十五号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき大泉学園駅北口地区市街地再開発
組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい
て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように
告示する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

大泉学園駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年二月二日から平成二十八年三月三十一日
まで

三 施行地区

練馬区東大泉一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

練馬区東大泉一丁目三十二番二号

平成二十四年二月二日

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十八年十二月三十一日まで延長
する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年八月十九日

●東京都告示第四百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

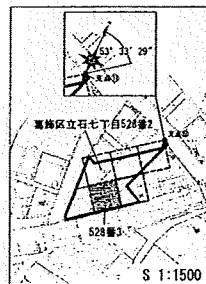
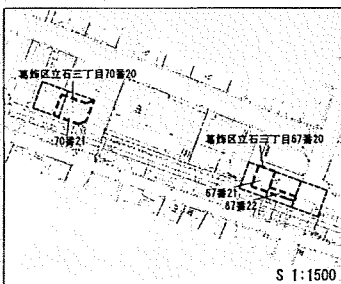
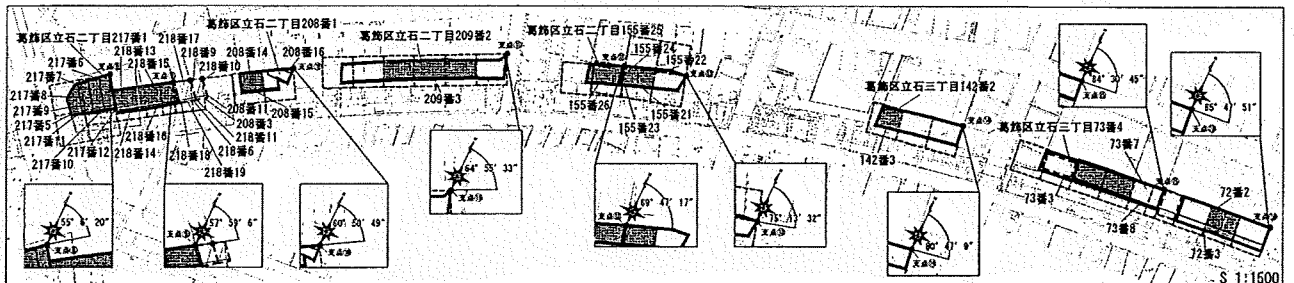
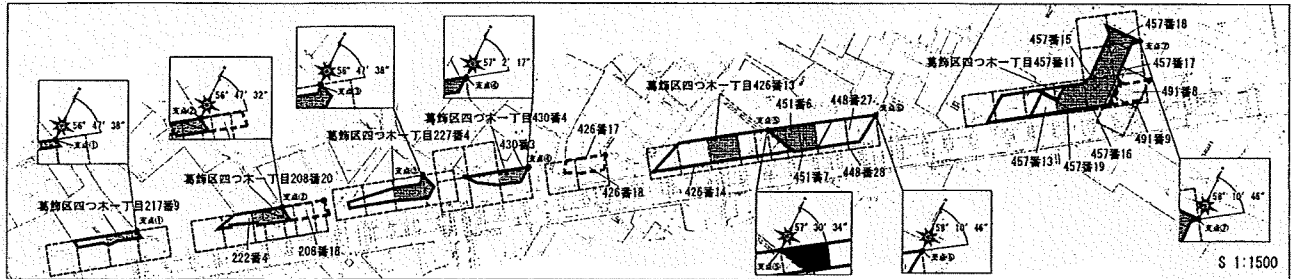
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区四つ木
一丁目、同区立石二丁目、同区立石三丁目及び同区立石
七丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチ
レン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)
- 単位区国境
- 境界界線
- 形質変更時要届出区域
(平成28年度告示第1209号で指定された区域)

| 支点 | X座標 | Y座標 |
|-----|------------|----------|
| 支点① | -29901.794 | 650.965 |
| 支点② | -29870.074 | 687.716 |
| 支点③ | -29837.452 | 721.437 |
| 支点④ | -29817.165 | 749.144 |
| 支点⑤ | -29765.947 | 809.138 |
| 支点⑥ | -29742.828 | 836.906 |
| 支点⑦ | -29676.896 | 897.766 |
| 支点⑧ | -29608.344 | 990.759 |
| 支点⑨ | -29599.553 | 1009.841 |
| 支点⑩ | -29575.167 | 1041.129 |
| 支点⑪ | -29534.825 | 1097.701 |
| 支点⑫ | -29517.683 | 1132.948 |
| 支点⑬ | -29509.693 | 1152.173 |
| 支点⑭ | -29475.842 | 1237.254 |
| 支点⑮ | -29458.577 | 1304.154 |
| 支点⑯ | -29450.929 | 1339.552 |
| 支点⑰ | -29254.417 | 1906.765 |

〈格子の回転角度〉

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 支点① | 56° 47' 38" | 支点⑫ | 60° 50' 48" |
| 支点② | 56° 47' 32" | 支点⑬ | 64° 55' 33" |
| 支点③ | 56° 47' 38" | 支点⑭ | 69° 47' 17" |
| 支点④ | 57° 2' 17" | 支点⑮ | 75° 13' 32" |
| 支点⑤ | 57° 30' 34" | 支点⑯ | 80° 47' 9" |
| 支点⑥ | 58° 10' 46" | 支点⑰ | 84° 30' 45" |
| 支点⑦ | 58° 10' 46" | 支点⑱ | 85° 47' 51" |
| 支点⑧ | 55° 6' 20" | 支点⑲ | 53° 33' 28" |
| 支点⑨ | 57° 59' 6" | | |

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれと平行して
10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※本産圖は、測量法(昭和42年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。